

年金を受けている方へ

「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」発送のお知らせ

「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」は、令和7年1月10日（金）より順次、住友生命から発送いたします。

当基金からお支払いする老齢給付金（年金）は、「雑所得」として所得税の課税対象となります。

老齢給付金（年金）は、「扶養親族等申告書」の提出が適用されないことから、年金のお支払時に一律で源泉徴収（支給額の7.6575%）を行っております。

源泉徴収された所得税の還付等には、確定申告が必要となります。

確定申告には今回発送いたしました「公的年金等の源泉徴収票」が必要なため、大切に保管してください。

◇「公的年金等の源泉徴収票」を紛失された方

再発行には1週間程度お時間がかかりますので、お早めにご連絡ください。

【ご依頼先】

TEL：03-3560-7017（受付時間 平日 9:00~17:00）